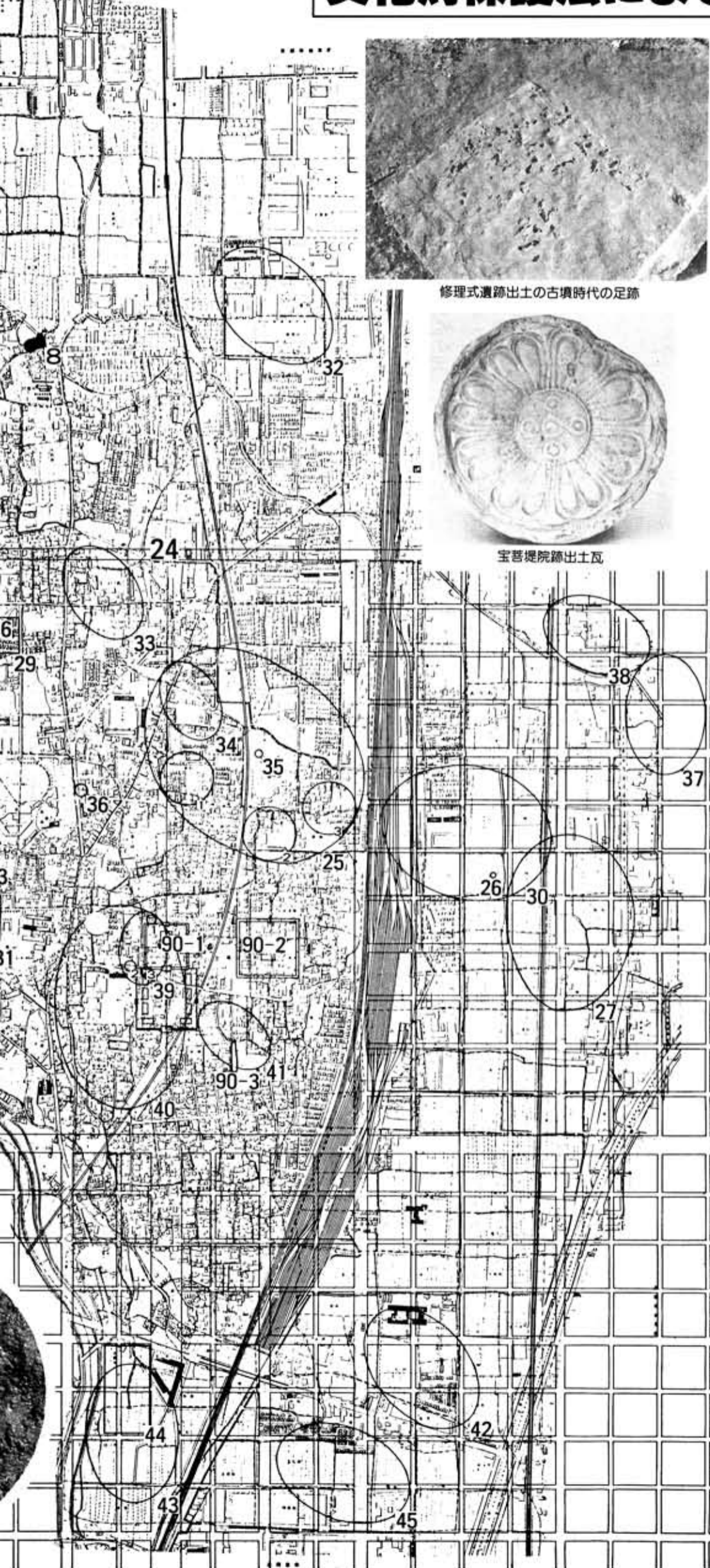


りました

8月1日以降、新しい遺跡内での工事には文化財保護法による届出と調査が必要です。



修理式遺跡出土の古墳時代の足跡



宝菩提院跡出土瓦



向日市教育委員会は、昭和五十一年十一月、埋蔵文化財包蔵地を公表し、その周知と保護の徹底に努めてきました。

その結果、昭和五十二年には木筒、五十四年には築地跡、五十七年には銅鐸の跡型と、数多くの成果を得ることができました。また公共事業については、包蔵地外でも、確認調査、分布調査、立会調査を実施し、新しい遺跡の発見等に努めてきました。寺戸中学校建設に伴う事前調査で発見さ

れた弥生時代から古墳時代にかけての集落址修理式遺跡はその最大の成果です。そこで、こうした新しい事実を踏まえ、新発見の遺跡の範囲や拡張された既知の遺跡を周知徹底させるために、新しい遺跡地図を公表することになりました。

従来、遺跡地に加えて、新しく遺跡地となった地域での土木工事について、昭和五十七年八月一日以降に着手を予定されている工事には、文化財保護法第五十七条の二に基づき、六十日前に届出が必要となります。

届出書は、所定用紙に必要事項を記入のうえ、工事地点の周辺略図・平面図・断面図を添えて、一件につき四部提出してください。

市教育委員会は、これを受けて、文化庁と協議のうえ、下記の基準に基づき発掘調査・立会調査等の別を届出者に指示します。

届出者は、この指示を受けて、必要事項について市教育委員会と速やかに協議してください。

埋蔵文化財は、一度現地から失なわれてしまえば、二度と取り戻すことのできないものです。

このため、調査は細部にわたり行われ、経費や期間も大変多かります。

現在、向日市埋蔵文化財調査実施要綱第三条に係る調査については、開発(工事)面積の1/2が調査の対象となり、経費・期間の協力を求めています。

遺跡内で工事を計画される場合には、このような点に注意され、あらかじめ教育委員会と十分協議されたうえで実施してください。

埋蔵文化財を始めとする文化財は、向日市にとって

対象となり、経費・期間の協力を求めています。

遺跡内で工事を計画される場合には、このような点に注意され、あらかじめ教育委員会と十分協議されたうえで実施してください。

東土川西遺跡で発見された弥生時代後半の舟のオール

届出は開発(工事)着手の60日前

向日市開発行為等に関する指導要綱(抜粋)

(文化財関係)

- 第20条 事業主は、周知の埋蔵文化財包蔵地および周辺地域において開発行為等を行う場合は、事前向日市教育委員会と協議し、文化財保護法(昭和25年法律第214号)および向日市埋蔵文化財調査指導要綱の規定による手続きを行い、指示を受けなければならない。
- 2、事業主は前項に規定する地域以外で開発行為等にとともに、埋蔵文化財を発見した場合、工事を中止し、直ちに向日市教育委員会に届け出て、指示を受けなければならない。
 - 3、開発行為等ともなう文化財等の調査、発掘、保全等に要する費用は、事業主が負担するものとする。